

鳥栖市地域防災計画の修正に係る新旧対照表

頁	現行	修正後	備考
129	第4編 災害応急対策計画 第3章 災害応急対策 第5節 避難対策 第9 避難所の運営 避難所内における情報の伝達、飲料水や食料等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て行う。 1 運営 (略) 指定避難所における正確な情報の伝達、食料・飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、県又は他の市町に対して協力を求める。 (略)	第4編 災害応急対策計画 第3章 災害応急対策 第5節 避難対策 第9 避難所の運営 避難所内における情報の伝達、飲料水や食料等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て、<u>指定避難所における生活環境が常に良好なものであるようスフィア基準に沿った避難所運営に努める。</u> 1 運営 (略) 指定避難所における正確な情報の伝達、食料・飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、県又は他の市町に対して協力を求める。 <u>避難所開設当初からパーティションや簡易ベッドを設置するよう努めるとともに、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。また、避難の長期化等必要に応じて、避難者のプライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、食中毒発生防止対策の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や避難場所の衛生状況を把握し、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要となる水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講じるよう努める。</u> (略)	国基本計画、 県地域防災計画を踏まえた 追記 国基本計画、 県地域防災計画を踏まえた 追記
130	2 ～ 5 (略) 6 <u>在宅被災者</u>への配慮 避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。	2 ～ 5 (略) 6 <u>在宅避難者</u>への配慮 避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。 <u>市は、在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供するものとする。</u>	
131	<u>7</u> 感染症への対応 (略)	<u>7 車中泊避難への対応</u> <u>市は、車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供するものとする。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努めるものとする。</u> <u>8</u> 感染症への対応 (略)	国基本計画、 県地域防災計画を踏まえた 追記

頁	現行	修正後	備考
161	<u>8</u> ホームレスへの対応 (略)	<u>9</u> ホームレスへの対応 (略)	国基本計画、 県地域防災計画を踏まえた 追記
	<u>9</u> 女性や子供等の安全への配慮 (略)	<u>10</u> 家庭動物との避難への対応 市は、指定緊急避難場所や避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努めるものとする。 また、必要に応じ、被災者支援等の観点から指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。	
169	第15節 生活救援対策 第1 ～ 第4 (略) 第5 食料の確保・供給 1 (略) 2 県からの食料調達 県は、市から要請があった場合、又は自らその必要があると認めた場合は、食料等を円滑に供給できるよう次の措置を講じる。 (略)	第15節 生活救援対策 第1 ～ 第4 (略) 第5 食料の確保・供給 1 (略) 2 県からの食料調達 県は、市から要請があった場合、又は自らその必要があると認めた場合は、食料等を円滑に供給できるよう次の措置を講じる。<u>特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努めるものとし、国はこれを支援する。</u> (略)	国基本計画、 県地域防災計画を踏まえた 追記
	第16節 災害時における「住」対策 第1 被災住宅の応急危険度判定等 1 ～ 2 (略)	第16節 災害時における「住」対策 第1 被災住宅の応急危険度判定等 1 ～ 2 (略) <u>3 被災建築物等の有害物質の漏えい及びアスベスト飛散防止に係る応急措置</u> 県は、被災建築物等からの有害物質の漏えい及びアスベストの飛散防止対策等に係る周知等を行う。<u>建築物等の所有者等は、その所有している建築物等が被災し、当該建築物等を使用されている有害物質の漏えい及びアスベストが飛散するおそれがある場合は、施設の点検、県及び市への連絡及びビニールシート等による養生や立入禁止等による応急措置を講じる。その際、県及び市は関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行うものとする。</u>	

頁	現行	修正後	備考
175	第2 被災住宅の解体、撤去 (略) なお、作業計画は、第17節第6「災害廃棄物処理の計画・実施」との整合性を確保しながら行うものとする。 第17節 災害時の環境・衛生対策 第1 (略) 第2 被災地の保健衛生・防疫活動 1 ～ 6 (略) 7 家庭動物等の保護・収容 環境班は、放置された家庭動物等について鳥栖保健福祉事務所と協力して一時的な保護の措置を講じる。 ○ <u>所有者不明の家庭動物等のうち、譲渡可能な家庭動物等は譲渡する。</u> ○ 犬猫等の死体は、衛生上適正に処理する。 (略) 第3 仮設トイレの設置 環境班は、大規模な災害発生時における被災地の衛生環境を確保するため、必要に応じて仮設トイレ<u>を設置する</u>。この際、洋式トイレを設置するなど、高齢者や障害者等に配慮する。 仮設トイレはリース会社等から調達するが、市で調達できない場合は県に調達を要請する。 (略)	第2 被災住宅の解体、撤去 (略) なお、作業計画は、第17節第6「災害廃棄物処理の計画・実施」との整合性を確保しながら行うものとする。 <u>県は、建築物等の解体等工事に当たってアスベストが飛散するおそれがある場合は、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）の規定に基づき、建築物等の所有者や建築物等の解体等工事の受注業者等に対して指導等を行う。</u> 第17節 災害時の環境・衛生対策 第1 (略) 第2 被災地の保健衛生・防疫活動 1 ～ 6 (略) 7 家庭動物等の保護・収容 <u>県及び市は、放置された家庭動物、飼い主からの家庭動物の一時預かり要望への対応等及び動物由来感染症予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について、佐賀県獣医師会、鳥栖保健福祉事務所と協力して一時的な保護や新たな飼い主への譲渡等の措置を講じる。</u> <u>また、特定動物（動物の愛護及び管理に関する法律第25条の2に定める「特定動物」）の逸走対策について、必要な措置を講じる。</u> <u>犬猫等の死体は、衛生上適正に処理する。</u> (略) 第3 仮設トイレの設置 環境班は、大規模な災害発生時における被災地の衛生環境を確保するため、必要に応じて仮設トイレ<u>やマンホールトイレを調達し、避難所、避難場所や被災地域内に設置するとともに簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等により快適なトイレの設置に配慮するよう努めるものとする</u>。この際、洋式トイレを設置するなど、高齢者や障害者等に配慮する。 仮設トイレはリース会社等から調達するが、市で調達できない場合は県に調達を要請する。 (略)	佐賀県の見 意見を踏 まえた追 記 国基本計 画、県地 域防災計 画を踏ま えた追記 国基本計 画、県地 域防災計 画を踏ま えた追記